



# 古代くん情報局

王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 古代くん

## ◆ 住民年金係

### お知らせ

再度ご確認ください！  
児童手当現況届を忘れていませんか？

児童手当を受けている人は、6月中旬に「児童手当現況届」を提出するようになっていきます。（該当者には、6月上旬に通知を送付しています。）

この届は6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを、確認するための大切な届出です。

提出されなければ、6月以降の児童手当が受給できなくなりますので、提出のお済みでない方は、至急、住民課住民年金係（2番窓口）にて届出を行ってください。

### 問合せ

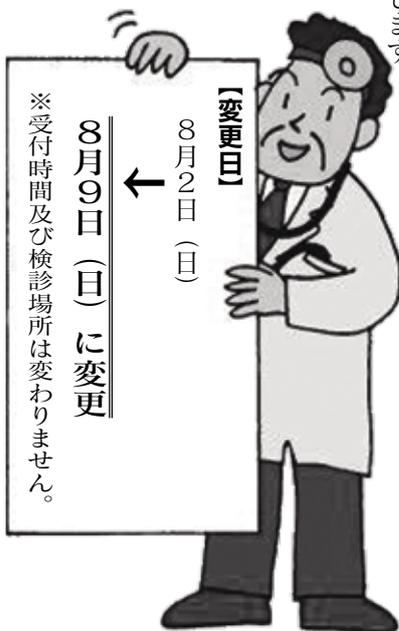
住民課 住民年金係 ☎05・33301

## ◆ 健康づくり係

### お知らせ

ご迷惑をおかけします！  
ガン検診日の一部変更について

8月2日（日）に予定していましたがガン検診の日程を、検診会場の都合により次の日程に変更させていただきます。  
大変ご迷惑をおかけしますが、お間違えのないよう、よろしくご願ひ致します。



### 問合せ

健康福祉課 健康づくり係 ☎65・0001

## ◆ 福祉係

### お知らせ

戦没者等のご遺族の皆様へ  
第九回特別弔慰金が支給されます

**対象者** 公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

(1) 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

(4) 右記(3)以外の戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹  
※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが右記(3)に該当しない方。

(5) 右記(1)から(4)以外の戦没者等の三親等内の親族  
※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**支給内容** 額面24万円（6年償還の記名国債）

**請求期間** 平成24年4月2日まで（※請求先は、健康福祉課福祉係）

※請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求漏れのないよう十分ご注意ください。

### 問合せ

健康福祉課 福祉係 ☎65・0001  
福岡県保護・援護課 ☎092・943・33002

